



「中小企業振興資金（融資制度）」のご案内

町内商工業の振興と中小企業者の経営の安定のため、低利融資を行います。

対象者

中小企業信用保険法施工令に定める業種を営み、下記のいずれも満たす方。
 (1) 町内に本店又は主たる工場（事業所）を有すること
 (2) 町税を完納していること

内容

＜融資利率＞ 年利1.5%（固定金利・元利均等月賦償還）

＜融資限度額・償還期間＞

資金の種類	融資限度額	償還期間
設備資金	1企業につき5,000万円以内	15年以内（据置1年以内）
	1組合につき7,500万円以内	15年以内（据置2年以内）
運転資金	1企業につき3,000万円以内	10年以内（据置1年以内）
	1組合につき3,000万円以内	15年以内（据置2年以内）
開業資金	1企業につき1,000万円以内	10年以内（据置1年以内）

＜保証料補給＞ 信用保証協会の保証を受けた場合、保証料の60%を町が負担します。

＜担保・保証人＞ 取扱金融機関の定めによる

＜取扱金融機関＞ 山形銀行高畠支店、きらやか銀行高畠支店及び高畠東支店、米沢信用金庫高畠糠野目支店、山形第一信用組合本店及び糠野目支店。

＜手続き方法＞ 上記の取扱金融機関にご相談ください。

＜その他＞ 様式については町ホームページをご覧ください。

【町HP】



利子補給

※令和8年度より

地域再生利子補給金（国の支援措置）と併用が可能です

＜対象となる事業＞ 地域再生計画『ものづくり山形活性化計画』に定められている事業と合致する事業（新規事業・事業基盤の強化拡張等）

＜支給期間＞ 金融機関が企業等へ最初に貸付けした日から起算して5年間

＜利子補給率＞ 0.7% 以内

◆融資契約前に町内各金融機関にご相談ください

国の利子補給制度
 支給期間5年間
 補給率最大0.7%

《資金使途》

資金種類	資 金 使 途
設備資金	<p>(1) 事業の用に直接供する工場、店舗、事務所及び倉庫等の新築、増築若しくは改築並びに従業員若しくは来客のための駐車場等の整備に要する資金。</p> <p>(2) 前号に掲げる事業を行うために必要な土地取得資金（ただし、土地取得後3年以内の事業着手が確実な場合に限る。）。</p> <p>(3) 従業員のための福利厚生や労働環境の改善充実に資する設備投資。</p> <p>(4) 製造業を営む者にとっては、製造の用に直接供する機械若しくは設備の新設又は増設で、生産能率の向上、省力化及び生産の高度化に資する設備投資並びに新分野進出等に必要な資金。</p> <p>(5) 製造業以外の事業を営む者にとっては、事業の用に直接供する設備の新設又は増設で、経営の近代化及び経営効率の向上に資する設備投資並びに新分野進出等に必要な資金。</p> <p>(6) ISO認証取得に対応するための必要な設備投資。</p> <p>(7) IT関連機器（ネットワークシステム環境の構築に必要な施設及び附帯する設備に限る。）を導入するために必要な資金。</p>
運転資金	<p>(1) 新商品又は新製品の開発、新技術等の導入、人材育成及び福利厚生、販路拡大、事業の転換及び新分野進出等に伴い資金が必要な場合。</p> <p>(2) 国内外経済の変動や需要構造の変化等により、最近3箇月の売上高又は生産高等が過去6年以内のいずれかの年の同期に比し減少し、経営に支障をきたしている者で、本資金の導入により経営の安定及び改善が図られる見込みのあるもの。</p> <p>(3) 既存の保証付き融資の借換えを行い、かつ、前2号の資金使途の要件に該当する場合（ただし、借換えを行うことができる資金は同一金融機関における町中小企業振興資金に限る。）</p> <p>ISO認証取得に対応するための必要な資金。</p>
創業資金	<p>本町において、中小企業者として開業しようとする者又は開業後1年未満の者が、事業のために必要とする運転及び設備資金。</p>

※設備資金は、「近代化」を目的としています。原則として、単なる増産のための設備導入、老朽化に伴う更新等は対象外です。（中古でも生産性の向上等につながる場合は対象）

※原則として、事前着工（契約締結・工事着工等）はできませんが、一定の要件を満たす場合に事前着工が認められる場合があります。

※町外に設置する設備への資金導入は対象外です。

問い合わせ先 : 高畠町商工観光課 ☎52-2019（直通）